

研修会および講演会等開催規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県病院薬剤師会（以下「本会」という。）が関わる研修会および講演会等の開催に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

1. 「催し」とは、研修会および講演会等をいう。
2. 「主催」とは、催しの開催の主体となり、その催しを開催することをいう。
3. 「共催」とは、複数の団体が催しの主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
4. 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。協賛金または労務提供等の負担を伴い、後援に比べてその催しへの関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
5. 「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(承認)

第3条

1. 本会が催しを主催する場合には、理事会の承認を受ける。
2. 本会が催しを共催、協賛もしくは後援する場合には、会長の承認を受ける。

(手続き)

第4条

1. 本会が第三者より共催の依頼を受けた場合には、概ね開催日の2ヶ月前までに、その依頼者から、別に定める書式（研修会および講演会に関わる共催・協賛・後援依頼書）を用いて、趣旨、対象者、内容等を記載し、事務局への提出を求める。なお、原則として、依頼者の賛助会員区分により、別に定める共催費を依頼者より徴収する。
2. 本会が第三者より協賛もしくは後援の依頼を受けた場合には、概ね開催日の2ヶ月前までに、その依頼者から、別に定める書式（研修会および講演会に関わる共催・協賛・後援依頼書）を用いて、趣旨、対象者、内容等を記載し、事務局への提出を求める。

(規程の改廃)

第5条 本規程は、理事会の議決を経て定める。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により細則等で定める。

附則

本規程は2018年10月1日よりこれを施行する。